2013年12月３日

県民と真摯に向き合って、対話をすることを求める要請・質問書

佐賀県知事　古川　康　様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会　代表　石丸初美

プルサーマルと佐賀県の１００年を考える会　共同世話人　野中宏樹

11月25日、古川康・佐賀県知事宛てに要請・質問書を提出したいと、佐賀県原子力安全対策課に時間調整のための電話をしました。

「要請・質問書を提出したい。あわせて、私達の命にかかわる原発の安全性について、話し合いの場を持ちたいので、部屋をとっていただけないか」と伝えると、担当者からの返事はこうでした。

「話し合いの場には応じられない。提出物を受け取るだけなら応じる。」

以下の通り、要請と質問をいたします。

**玄関先で立ったままの受け取るだけではなく、部屋を確保して、話し合いのできる場を持ってください。**

**拒否されるのなら、どうして拒否されるのか、その理由を文書でお答えください。**

**また下記の電話のやりとりについて、事実と違うことがあれば、１つ１つ説明してください。この対応は知事が3月議会で答弁された「真摯な対応」と言えますか。**

（要請する理由）

この2年ほど、同課はずっとこのような頑なな態度です。この日は電話で以下のようなやりとりをしました。

■県「前に約束を破って、時間をオーバーさせたから、話の場はもたないことにしている。」

●会「質問などに、きちんと答えないから、長くなった。答えるのは義務でしょう。」

■県「そういうふうに対処することを、課の中で決めた。」

●会「そういう決定したという文書はあるのか。他の団体にはどうしているのか。」

■県「文書はない。うちの課ではみなそう対応している。前回も、話し合いに応じると約束していないのに、あれこれ言われたが、困る。受け取るだけだから、郵送したらいい。」

●会「そんなことまで言うのか。役所に住民が来て、要望を伝える時は、普通どの自治体も、座って話のできる場所を用意する。そして、直接話をするからこそ、真意が伝わるもの。知事も知事室にたくさんの人を入れて直接話しているではないか。文書読上げた上、話もしたい。」

■県「読上げて、受け取るだけだから5分か10分以内だ。」

●会「なぜ、そんなことも制限するのか。要請書に付随して、何か言うのは常識的行為じゃないか。二言三言発言する。10分から15分はお願いしたい。」

■県「10分までしか認められない。長くやりとりをしたら、集会になってしまう。それに大声あげると、他の来庁者に迷惑だ。」

●会「庁舎放送で音楽が流れてきたりして騒がしいので、大声になるのではないか。だから、部屋を用意してくれと言っている。」

■県「要請に来る人は10人以下にしてくれ。発言は代表者の他に誰がするのか。」

●会「狭い部屋なら、百歩譲って、人数制限も分かるが、県庁のロビーでの受け渡しさえも、人数制限するのか。誰が話すかまで、制限するのか。ちょっと酷すぎないか。」

最後に、以下のようにこちらから伝えました。

●会「こちらは納得しないが、要請読み上げと、それに付随して二言三言は言う。10分でなければ応じないというなら、10分経ったらどうぞお帰りください。県民の話を聞くことを、あなたは拒否したという経緯を参加者にも伝えておく。

県民の声をどうしたら県政に反映できるか、きちんと前向きに考えてください。原発の安全性について、県民と話し合いの場を持つことを、あらためて求める。」

以前、「部屋が空いていない」と言われましたが、それもやはり嘘だったのではないかと推察します。

今回の電話だけで38分も話しました。「いかにして県民の意見を遠ざけるか」にばかり時間を費やすのは、無駄なことです。県職員の皆さんには、県民の安全安心につながるような仕事を、誇りを持ってしていただきたいのです。

3月議会の本会議で知事は、私達のような団体に対して「真摯な対応をしている」と言われましたが、上記のようなやりとりのどこが「真摯」でしょうか。知事室前に赤いロープを張っていた時期もありましたが、知事が県民を遠ざけようとする姿勢そのものを正していただけないでしょうか。

私達の願いは、原発は県民の命にかかわる重大な問題なので、知事と直接に話がしたいということです。時間調整がつくまで待ちます。それまでの間、せめて、担当課の方達と、座って話し合いの場をもちたい、ということです。

【12月3日、『原子力防災避難計画と再稼働審査の安全性問題に関する要請・質問書』とあわせて知事に提出します】